

村内の皆様へ「病後児保育」事業開始のお知らせ

東白川村では、子育てと就労の両立を支援し、子どもの健全な育成のため、病気回復期にある児童を預かる「病後児保育」を **10月**から実施します。

保護者が就労している場合等において、病気回復期のお子さんの、看護が必要だが仕事を休むことができない場合などにご利用いただくものです。

■ 病気回復期って？

かぜ、感染症、骨折、やけど等の疾患にかかっているが安定した状態にあり、安静にしていれば回復に向かうと医師が診断した場合で、集団保育が困難な期間をいいます。

■ 対象児童

東白川村に住所がある1歳6か月から小学校3年生までの児童

■ 実施場所

東白川村母子健康センター内(東白川村保健福祉センター2階)

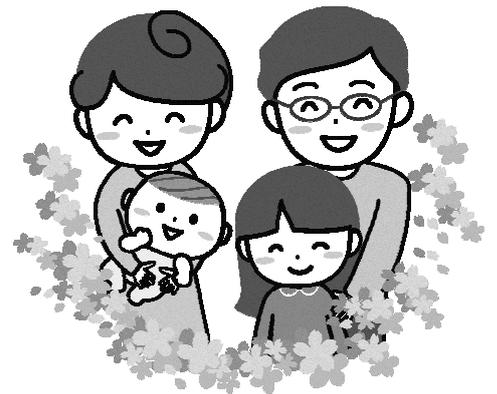
■ 実施形態

専用の部屋で保育士が子どもさんの世話を致します。
必要に応じ、看護師が様子を見回ります。

■ 開設日と開設時間

・月曜日から金曜日(祝日を除く) 8:00~18:00

■ 定員 **3人** ■ 利用料金 **1日 2,000円**



※昼食は、弁当をお持ちください。

※生活保護法による被保護世帯並びに、多子世帯(3人以上の児童を現に扶養する世帯)については、利用料は免除となります。

■ ご利用の方法(詳しい内容は、対象の保護者の皆様へ通知が届きますのでそちらをご覧ください)

1 まずは登録してください

利用登録申請書を提出し、登録内容が確認できましたら、決定通知を致します。

2 実際の利用にあたっては？

利用申請書を提出します。(実際には、利用できるかどうか電話でご確認ください。)

対象となる児童の保護者の皆さんへは、9月中に必要な書類をお届けします。

提出先→ **子育て支援室**
※みつば保育園内

【問合せ先】

東白川村教育委員会 教育課
子育て支援係
電話 **0574-78-3111(内線 420)**